

## 中海会議設置要綱

### (目的)

第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

### (構成)

第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

### (会議)

第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるものとする。
- 4 会議の議題提出は、議長の他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

### (幹事会)

第5条 会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の元気づくり総本部長又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるものとする。

### (部会の設置)

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるものとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

### (事務局)

第7条 会議には事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県元気づくり総本部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月2日から施行する。

別表（第3条関係）

(構成員)

団体名	職名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

(オブザーバー)

団体名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

(幹事)

団体名	職名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	農村振興部長
鳥取県	元気づくり総本部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長